



栃木県公報

令和4(2022)年
7月22日(金)
号 外
第45号

目 次

規 則

○歯科技工士法施行細則の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第33号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年7月22日

栃木県知事 福田 富一

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則（昭和31年栃木県規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中

構造設備の概要及び平面図		を
構造設備の概要及び平面図		」
その他特記事項		に
		」

改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 リモートワークを行う者がいる場合は、当該者の氏名、リモートワークを行う場所、連絡可能な電話番号をその他特記事項の欄に記載すること。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行前に改正前の歯科技工士法施行細則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(医療政策課)